横浜市公共基準点測量成果使用要綱

制定　平成22年５月１日

最近改正 　令和３年３月１日

（目的）

1. この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）の公共測量に関する規定に基づき作成された横浜市公共基準点成果に対する法第44条の規定による使用に関し、必要な事項を定め、その適正な利用を図ることを目的とする。

（測量成果）

1. 使用の対象となる測量成果は次の次号に掲げるものとする。
2. 測量標

　 (1)　公共基準点本点

　 (2)　公共基準点補点

　 (3)　公共基準点二次本点

1. 測量成果表

　 (1)　公共基準点測量成果簿

　 (2)　公共基準点測量成果点の記

（利用範囲）

1. 測量成果を使用できる者の範囲は次の各号に掲げる者とする。
2. 法第４条、５条及び６条で定める測量を実施する者。
3. その他市長が特に必要と認めた者。

（使用の手続き）

1. 測量成果を使用する者は、次に掲げる申請書を提出し、承認を受けなければならない。
   1. 使用承認申請書は、様式第１号のとおりとする。
   2. 様式第１号の申請に対する使用承認書は、様式第２号とする。

（成果の提出）

1. 法第44条の規定に基づき、第２条に掲げる成果を使用して、測量成果を得た者は、横浜市が必要と判断した場合、その写しを提出しなければならない。

（成果の明示）

1. 法第44条の規定に基づき、第２条に掲げる成果を使用して測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。

（禁止事項）

1. 成果の使用承認を得た者は、承認書に記載した承認事項以外に使用してはならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

（その他）

1. この要綱により難い場合又はこの要綱に定めのない事項についての取り扱いは、その都度道路局長が定める。

附則

１　この要綱は、平成22年５月１日から施行する。

２　横浜市公共基準点測量成果及び道路台帳測量成果の使用要綱（制定昭和60年10月１日）は廃止する。

附則

１　この要綱は、令和３年３月１日から施行する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式第1号（第４条）  　　　第　　　号  　　年　　月　　日  横浜市長  　　　　 申請者　住所  名称  横浜市公共基準点測量成果使用承認申請書  横浜市公共基準点の使用について受けたいので、次のとおり申請します。 | | |
| 使用目的 | |  |
| 当該測量の種類 | |  |
| 測量地域 | |  |
| 使用期間 | | 年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 使用する測量標の名称  測量成果の種類及び名称 | | 測量標：  測量成果： |
| 使用方法 | |  |
| 完成図の縮尺及び名称 | |  |
| 測量精度 | |  |
| 測量計画機関名 | 名称 |  |
| 代表者 |  |
| 担当者 | 担当部署：  　　　　　　　　(TEL) |
| 所在地 |  |
| 測量作業機関名 | 名称 |  |
| 測量業者登録番号 |  |
| 代表者 |  |
| 所在地 | (TEL) |
| 成果表の入手年月日 | |  |
| 公共測量実施計画書提出年月日 | |  |
| 備考 | |  |

(注意)使用方法欄は、測量(地図編集等を含む)作業方法を詳しく記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 様式第２号（第４条）  　　道道調　第　　号  　年　月　日  　　　　　　　　様  横　浜　市　長  横浜市公共基準点測量成果使用承認書    　　年　　月　　日に申請のありました横浜市公共基準点測量成果の使用について、次のとおり承認します。  １．承認事項 | |
| 使用目的 |  |
| 使用する測量標及び測量成果の種類・内容 |  |
| 使用期間 | 年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| 測量作業期間 | 年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| ２．条件  （１）成果品には次の字句を見やすいところに必ず明示してください。  「この地図・成果は測量法の公共測量に関する規定に基づき横浜市長の承認を得て、横浜市公  共基準点の測量標・測量成果を使用して調製したものです。」  （２）測量標の使用にあたっては、標識を棄損しないでください。  （３）作業終了後は、速やかに道路局道路調査課長にその旨を届け出てください。  　（４）民地等に立ち入るときは、申請者の責任において事前に所有者等の了解を得た上で、誠意を持って対応してください。  　（５）申請書の中で、未確定のものに関しては決定次第、担当者までご連絡ください。    ３．その他  横浜市公共基準点測量成果の使用にあたり、個人情報が記載されている情報資料があった場合は、その取り扱いについて十分注意してください。  道路局道路調査課道路台帳係  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 担当：　　　電話：671-2774 | |